新潟県報道資料

令和８年１１月９日
福祉保健部こども家庭課

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る納入通知書の誤送付について（３例目）

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る納入通知書（※）（以下、「通知書」という）について、別の償還者あての通知書を誤って同封し送付したことにより、個人情報が漏えいする事案が判明しました。

過去２例の誤送付後、下記のとおり再発防止策を講じたところであり、引き続き、再発防止策の徹底に取り組んでまいります。

（（※）通知書には氏名、住所、金融機関口座からの引落時期及び引落金額等が記載）

１　概要

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を図るとともに、その扶養する児童等の福祉の増進を目的として貸付けを行う制度。

・資金種類：修学資金、就学支度資金　等
・対象者　：20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない者（母又は父）又はその扶養されている児童　等

(2) 事案の概要

令和８年４月 13 日～15 日	通知書の封入作業を複数人で実施 担当職員が送付先リストを元に別の償還者あての通知書を同封
令和８年４月 15 日	通知書を発送
令和８年 11 月６日	別の償還者あての通知書が同封されている旨の連絡があり、誤送付が判明

２　誤送付の内容

窓あき封筒に通知書を封入する際、本来送付すべき償還者の通知書に加え、別の償還者分の通知書を誤って同封し送付したもの。

３　原因

封入時における氏名及び住所の確認が不十分であったことによるもの。

４　対応状況

誤って通知書を受領された方及び本来送付すべきであった方の双方に対し、謝罪を行った。

なお、誤送付した納入通知書は回収済み。

５　再発防止策

１例目及び２例目後に、以下のとおり再発防止策を講じ、職員への周知を行った。

・各送付物送付時における作業手順書を作成
・ダブルチェックにおけるチェックリストを作成
・各送付物送付時における封入物チェックリストを作成
・個人情報を含む送付物を複数人で確認した記録簿を作成

本件についてのお問い合わせ先
こども家庭課　課長補佐　京谷
電話：025-280-5112